

2020年度の事業概況

2020年度業績の概況

2020年度(第23期)の当金庫の業績は、次のとおりです。

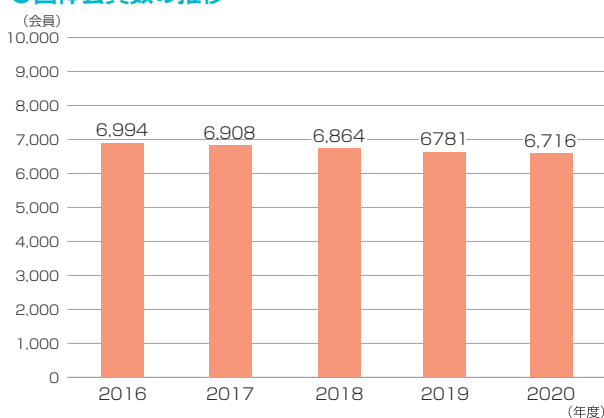
会員および出資金

団体会員数は、労働組合の組織改編・解散、法定脱退等により65会員減少し6,716会員となりました。

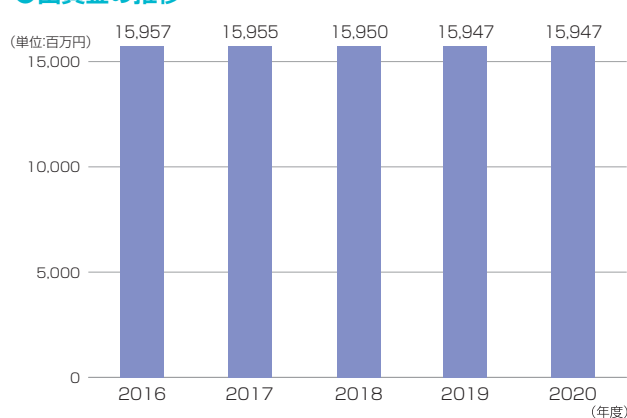
間接構成員数は、2,318人増加し1,581,482人となりました。

出資金は、法定脱退分46万2千円の減少により159億4,738万2千円となりました。

●団体会員数の推移



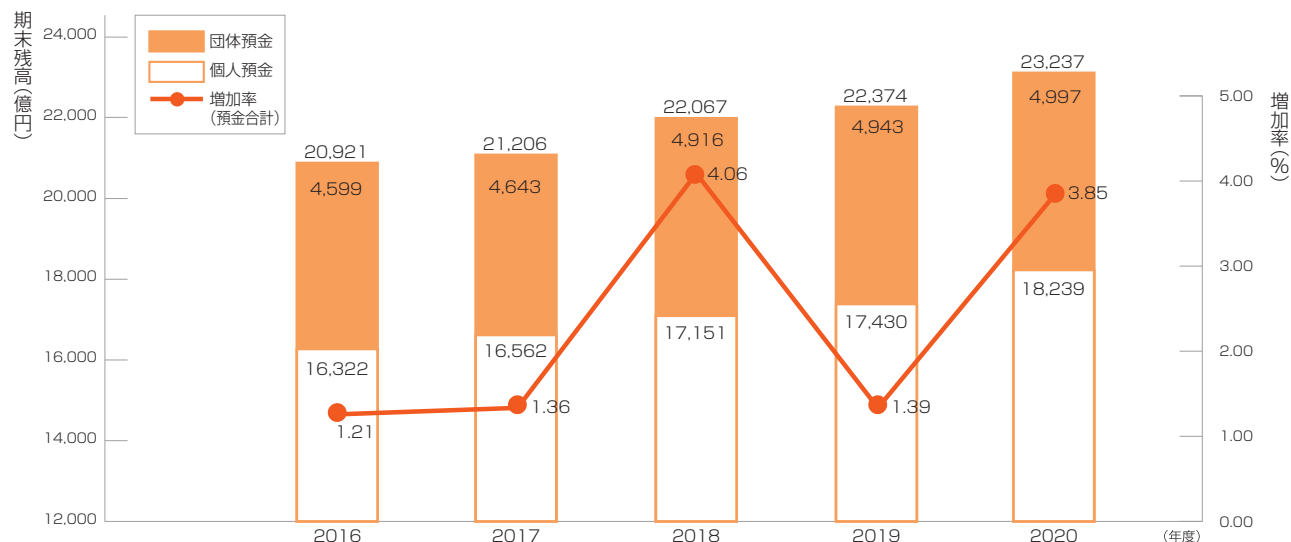
●出資金の推移



預 金

預金の期末残高は、2兆3,237億14百万円となりました。92百万円の実績となり、計画を上回りました。残高増加額では、452億81百万円の計画に対し862億

●預金の期末残高・増加率の推移

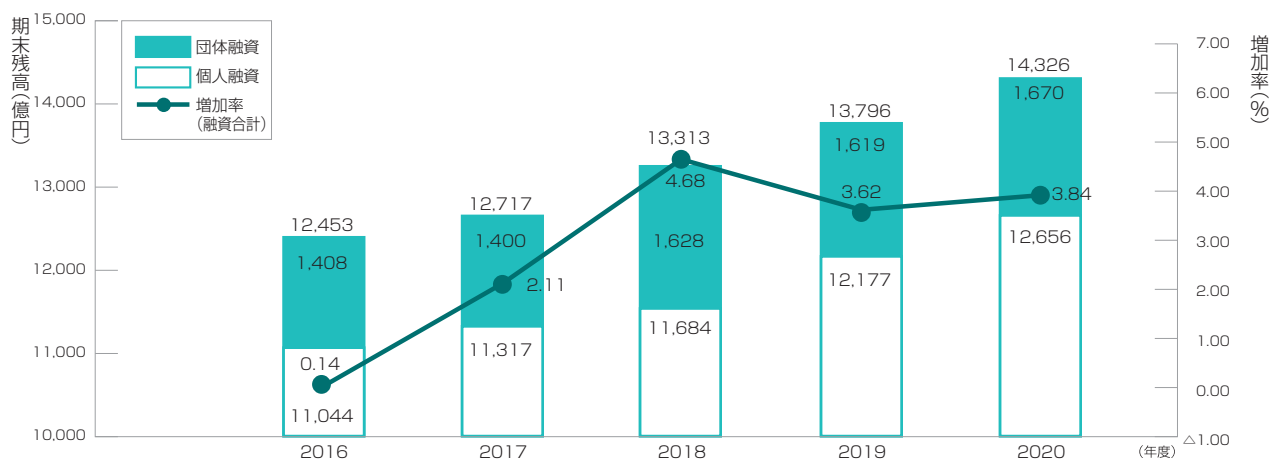


融 資

融資の期末残高は、1兆4,326億43百万円となりました。

残高増加額では、798億50百万円の計画に対し529億74百万円の実績となり、計画を下回りました。

●融資の期末残高・増加率の推移



損 益

業務粗利益は、資金運用収益や債券売却益の減少などから、前期比11億9百万円減少し、207億41百万円となりました。

業務純益は、経費が減少したものの、前期比5億38百万円減少し、32億99百万円となりました。

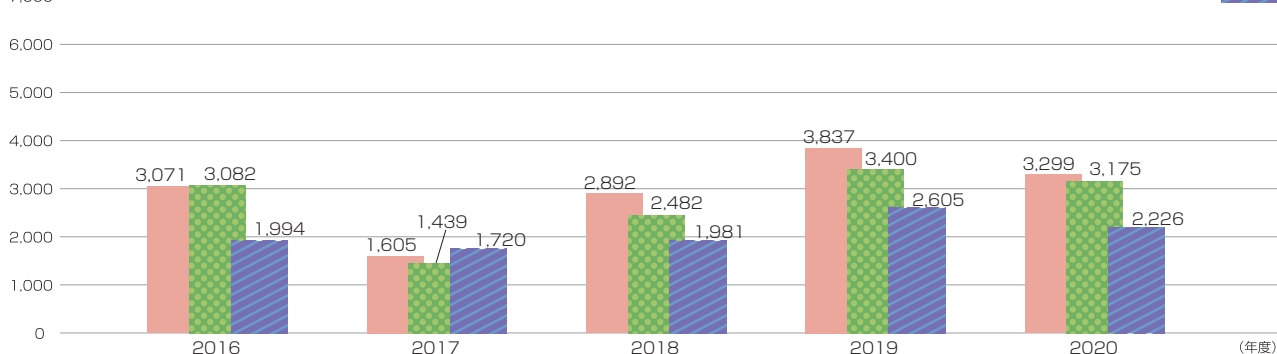
経常利益は、前期比2億24百万円減少し、31億75百万

円となりました。なお、特別損失には固定資産の減損損失を2億18百万円計上しました。

当期純利益は、前期比3億79百万円減少し、22億26百万円となりました。事業計画(19億95百万円)に対しては2億31百万円上回りました。

●損益の推移

(単位:百万円)



健全性・安全性

自己資本比率(単体)

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準とよばれる自己資本比率(8%)が、それ以外の金融機関には国内基準とよばれる比率(4%)が適用されます。

当金庫の2021年3月末の自己資本比率は、11.08%となりました。国内基準の最低所要自己資本比率4%を大きく上回っており、引き続き高い水準を維持しています。

(単位：百万円)

項目		2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末
A	自己資本の額	122,725	124,647	126,294
B	リスク・アセット	1,023,534	1,080,671	1,139,093
	自己資本比率(A÷B)	11.99%	11.53%	11.08%

●リスク・アセット

貸借対照表に記載された資産に、一定のリスク・ウェイトを乗じて算出した額です。なお、貸借対照表に記載されない一部の取引等もリスク・アセット算定の対象となります。

格付けの状況

当金庫の発行体格付けは「A-」です

日本国内における主要な格付会社である「(株)格付投資情報センター(R&I)」は、2021年2月25日付で『近畿労働金庫の発行体格付けは「A-」(維持)、格付けの方向性は安定的』と公表しました。

発行体格付「A」とは、「信用力は高く、部分的に優れた要素がある」ことを意味します。「A-」は、21段階ある評価の上から7番目に当たります。

日頃の会員・利用者の皆さまのご協力に感謝しつつ、皆さまから信頼され、安心して選択していただける「福祉金融機関」として、一層のサービスの向上と強固な経営基盤づくりに努めてまいります。

※金融機関の格付けは、預金の元本や利息が約定どおり支払われるかどうか、その確実性、安全性の程度を、利害関係のない格付機関が評価し公表しています。この格付けは、お客さまが金融機関を選択するうえでの重要な判断材料のひとつとなります。

債権管理の状況

●リスク管理債権比率

リスク管理債権比率は、総貸出金残高に対して何らかの理由により当初の契約どおりに返済されていない等の貸出金割合を表したもので、この比率が低いほど健全性が高いことを示しています。

当金庫のリスク管理債権のほとんどは、担保や保証機関の保証等や貸倒引当金により債権保全(保全率99.90%)を図っています。

(単位：百万円)

区分	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末
破綻先債権	495	538	363
延滞債権	6,168	5,603	5,110
3カ月以上延滞債権	300	149	136
貸出条件緩和債権	—	—	—
合計	6,964	6,291	5,610
貸出金残高	1,331,309	1,379,669	1,432,643
保全率	99.91%	99.90%	99.90%
リスク管理債権比率	0.52%	0.45%	0.39%



■「破綻先債権」とは

借り手の倒産(個人の場合には、自己破産)等により、当金庫にとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

■「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実が発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。当金庫にとっては、収入を生まない貸出金のことです。

「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということとなります。

■「3カ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入ってこなくなる(会社の業績不振等)等の理由で、当金庫が元金または利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金のことで、正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

■「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進すること等を目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことです。(ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。)

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

●金融再生法ベースの開示債権

金融再生法では、貸出金のほか外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等も含めた総与信を開示対象債権とし、これらを「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」、「正常債権」の4つに区分し開示することとしています。

(単位：百万円)

区分	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,523	1,550	1,316
危険債権	5,507	4,917	4,442
要管理債権	301	150	137
合計	7,331	6,617	5,895
正常債権	1,325,745	1,374,383	1,427,951
保全率	99.91%	99.91%	99.90%
不良債権比率	0.54%	0.47%	0.41%



■「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。

■「危険債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約にしたがった債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

■「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」のことです。